

令和7年 下呂市農業委員会第9回総会議事録

開催日時	令和7年9月3日 14:00～16:00
開催場所	下呂総合庁舎 5-1会議室
出席委員	1 番 山下 康子 2 番 上野 耕正 3 番 大森 公治（推） 5 番 熊崎 みどり 6 番 中島 義彦 8 番 中川 元宏（推） 9 番 中川 輝男（推） 10 番 田中 覚章（推） 11 番 二村 昭司 15 番 中島 尊治 16 番 福井 順也 17 番 中島 次郎（推） 19 番 熊崎 徹（推） 21 番 金森 茂俊 22 番 中島 義雄 24 番 日下部 道男（推） 25 番 井戸 克彦（推） 26 番 杉山 裕（推）
欠席委員	4 番 嶋田 浩 7 番 林 忠助 12 番 小林 寿 13 番 川口 太三（推） 18 番 二村 正明（推） 20 番 中桐 由起子（推） 23 番 中島 悠
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 38 号 農地法第5条の許可取消願について 議事 39 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 40 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議事 41 号 下呂市農地利用最適化推進委員の選任について 第4 その他
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数13名、本日の出席数9名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第9回農業委員会を開催いたします。
会 長	【会長あいさつ】
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 5 番 熊崎 みどり 委員 6 番 中島 義彦 委員 をお願いいたします。
会 長	議案第38号 農地法第5条の許可取消願について別紙のとおり取消願が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2ページをお開きください。事務局説明をお願いします。

事務局	議案第38号 農地法第5条の許可の取消願について説明させていただきます。 申請地は、平成12年6月12日付け岐阜県指令下農水第500号をもって一般個人住宅の車庫とすることを目的に転用許可を得たものです。 申請地を車庫とするため転用許可を得ましたが、母屋の前のスペースに駐車できる場所を確保できたため、申請地に車庫を設置する必要が無くなったとのことです。 この申請地については、次月の総会で3条申請を提出し、譲受人が畑として耕作することです。 以上、農地法第5条許可の取消願1件について審議をお願い致します。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条の許可取消願1件について、許可取り消し相当とすることに異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、許可取消相当と県に進達いたします。
会 長	議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の3ページをお開きください。
会 長	農地法第3条申請3件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、無償による所有権移転が2件、有償による所有権移転が1件提出されています。 番号1については農振農用地ではありません。 全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。 番号2については農振農用地です。 全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地です。 番号3については農振農用地ではありません。 全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。 以上、農地法第3条申請について審議をお願い致します。

事務局	担当委員欠席のため、事務局代読します。1番について説明します。 申請地は***から南に150mほどの場所です。譲受人は近隣に転居し、耕作するとのことで問題ありません。なお、同時に5条申請も提出されています。
事務局	担当委員欠席のため、事務局代読します。2番について説明します。 場所は***から北へ300mほどの場所です。譲受人は近隣に居住しており、管理に問題はありません。
15番	3番について説明します。場所は***の北側50mほどの土地です。申請者が入札で落札された案件です。申請者は近隣に居住しており問題ありません。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請3件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。
会 長	議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の5ページをお開きください。
会 長	農地法第5条許可申請2件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が1件、太陽光発電敷地への転用が1件、面積については畑3690㎡です。 番号1については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の進入路、庭園及び駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

事務局	番号2については、申請地を譲り受け、太陽光発電施設として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。1,000㎡を超えているため、開発協議も同時進行中です。申請者には、開発協議の協定を締結するまでは、農地法の許可保留となることを伝えています。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。 以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。
4番	担当委員欠席のため、事務局代読します。1番について説明します。先ほど3条で申請のあった場所と同じ位置です。近隣に転居し、進入路と庭園と駐車場として利用したいとのことで、問題ありません。
24番	2番について説明します。場所は***の北側です。過去に農振除外の申請がされており、問題無いと思われます。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請1番について「許可相当」、2番について「開発協議の締結を条件に許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。
会 長	ご異議ないものと認め、1番について「許可相当」及び2番について「開発協議の締結を条件に許可相当」と県へ進達いたします。
会 長	議案第41号 下呂市農地利用最適化推進委員の選任について別紙のとおり下呂市農地利用最適化推進委員の選任についての議案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 なお、農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定により、今回の議案の関係者である11番二村昭司委員は採決に参加できませんので離席をお願いいたします。
事務局	下呂市農地利用最適化推進委員の選任について説明させていただきます。下呂市農地利用最適化推進委員の選任については、評価委員会の意見を受け、下呂市農業委員会総会において決定し、委嘱することとなっています。下呂市農業委員会の委員の選任に関する規則に基づき5月1日から5月28日までの間に推進委員の募集をしましたところ、定員12名に対し13名の応募がありました。下呂市農地利用最適化推進委員候補者等評価委員会に評価を依頼したところ、別紙に記載のある12名を順位1位として評価する報告がありました。順位1位として評価された12名について説明させていただきます。 下呂市農地利用最適化推進委員等候補者等の評価の報告において順位1位として評価された12名を選任してよろしいか審議をお願いします。

会 長	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
6番	12名の応募に対し、13名の申し込みがあったとのことだが、どんな理由で1名が漏れたのか
事務局	農地利用最適化推進委員候補者等評価委員会の内容は非公開となっています。順位1位と評価された12名を選任してもよろしいか審議をお願いします。
22番	評価委員はどんなメンバーなのか教えてほしい
事務局	農家の代表、農業委員会から会長と職務代理、市役所職員です。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。下呂市農地利用最適化推進委員の選任について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。
	【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。
会 長	その他何かありましたらご意見伺います。
会 長	以上をもちまして、第9回 下呂市農業委員会を閉会します。
	16時00分閉会
	※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った
	本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。
	下呂市農業委員会
	番
	番